

平成30年 第4回臨時会

大 樹 町 議 会 会 議 録

平成30年11月19日 開会

平成30年11月19日 閉会

大 樹 町 議 会

平成30年第4回大樹町議会臨時会会議録（第1号）

平成30年11月19日（月曜日）午前10時開議

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 議会運営委員会報告
- 第 3 会期決定
- 第 4 行政報告
- 第 5 議案第64号 大樹町病院事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 第 6 議案第65号 平成30年度大樹町一般会計補正予算（第5号）について
- 第 7 議案第66号 平成30年度大樹町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
について
- 第 8 議案第67号 平成30年度大樹町水道事業会計補正予算（第2号）について

○出席議員（11名）

- | | | |
|----------|----------|---------|
| 1番 船戸健二 | 2番 齊藤徹 | 3番 杉森俊行 |
| 4番 松本敏光 | 5番 西田輝樹 | 6番 菅敏範 |
| 7番 高橋英昭 | 8番 安田清之 | 9番 志民和義 |
| 11番 柚原千秋 | 12番 鈴木千秋 | |

○欠席議員（1名）

- 10番 福岡孝道

○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

- | | |
|----------------------------|-------|
| 町長 | 酒森正人 |
| 副町長 | 布目幹雄 |
| 総務課長 | 松木義行 |
| 総務課参事 | 林英也 |
| 企画商工課長兼地場産品研究センター所長 | 黒川豊 |
| 住民課長 | 鈴木敏明 |
| 保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立 | |
| 尾田認定こども園長兼学童保育所長 | 井上博樹 |
| 農林水産課長兼町営牧場長 | 瀬尾裕信 |
| 建設水道課長兼下水終末処理場長 | 高橋教一 |
| 会計管理者兼出納課長 | 瀬尾さとみ |

町立病院事務長 伊 勢 巖 則
特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長 明日見 由 香

<教育委員会>

教 育 長 板 谷 裕 康
学校教育課長兼学校給食センター所長 和 田 司
社会教育課長兼図書館長 村 田 修

<農業委員会>

農業委員会会長 鈴 木 正 喜
農業委員会事務局長 水 津 孝 一

<監査委員>

代表監査委員 澤 尾 廣 美

○本会議の書記は次のとおりである。

議会事務局長 小 森 力
主 査 真 鍋 智 光

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長

ただいまの出席議員は、11名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成30年第4回大樹町議会臨時会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、

5番 西田輝樹君

6番 菅敏範君

7番 高橋英昭君

を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員会報告

○議長

日程第2 議会運営委員会報告を行います。

議会運営委員長、安田清之君。

○安田議会運営委員長

本日、午前9時より議会運営委員会を開き、付議事件並びに議事日程及び会期等について協議いたしましたので、報告申し上げます。

本臨時会の提出案件は、条例の一部改正1件、補正予算3件であります。

よって、会期については、提出案件の状況などを考慮し検討した結果、本日1日間といたしました。

以上、委員会での協議結果を報告申し上げましたが、本臨時会の議事が円滑に行われるようよろしくお願いをいたします。

○議長

委員会の報告が終わりました。

なお、ただいまの委員会報告に対する質疑は省略いたします。

◎日程第3 会期決定の件

○議長

日程第3 会期決定の件を議題といたします。
お諮りいたします。
本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思えます。
これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。
よって、会期は、本日1日間と決しました。

◎日程第4 行政報告

○議長

日程第4 行政報告を行います。
酒森町長。

○酒森町長

それでは、平成30年9月4日開会の第3回町議会定例会以降の行政の主なものについてご報告を申し上げます。

1番目の固定資産税の課税誤りについてですが、別紙をお開きいただきたいと思えます。

本件につきましては、宅地と雑種地に係る固定資産評価額を算定する際の用途区分の入力誤りにより正しい路線価補正率が適用されず、平成30年度分の固定資産税額を誤って賦課徴収したもので、ここに深くお詫びを申し上げます。

課税誤りの状況ですが、本来の課税額よりも多く課税したケースが589名で、総額64万4,200円、1人当たりの過徴収額は100円から3万100円、少なく課税したケースが4名、1万7,600円、1人当たりの徴収不足額は200円から1万2700円であります。該当される方に対しましては、過徴収分の還付や不足分の追加納付について文書などによりお詫びとお願いを申し上げているところでありますが、事務的なミスにより納税者の皆様にご迷惑をおかけしたことを重ねてお詫び申し上げます。

なお、過徴収分の還付状況につきましては、⑤に記載のとおりであります。今後、再発防止に向けたチェック機能の強化を図ってまいりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

2番目の勲記の伝達についてですが、振別にお住まいの木村彰一氏が長年にわたる議会議員などによるご功績により、旭日単光章を受賞され、10月11日に十勝総合振興局副局長より勲記が伝達されました。この場をお借りして、心よりお祝いとお礼を申し上げます。

3番目の協定の締結についてですが、栃木県大田原市と災害時における相互応援に関する協定を締結いたしました。締結に当たり、大田原市の副市長をお迎えし、大樹町表彰式にあ

わせて報告会も予定しておりましたが、台風により取り止めとさせていただきます。

4番目の住民懇談会の開催についてですが、主に庁舎の改築についてをテーマに開催しております。

5番目ですが、尾田地域づくり協議会からのご要請により町長と語る会を開催し、町政全般についてのご意見やご質疑などをいただいております。

6番目の航空宇宙関連ですが、関係機関による各種実験のほか、札幌市内のホテルで開催をされました大樹町フェアにおいて、PR活動なども実施をしております。

7番目の委員の委嘱についてですが、広尾保護区の保護司として3名の方が法務大臣から委嘱を受けておりますので、ご報告を申し上げます。

8番目の入札執行関係ですが、指名競争入札により工事請負契約を15件、物品購入契約を2件、財産処分計画、立木の処分であります1件、それぞれ記載のとおりの内容で契約を締結しております。

また、先にご報告を申し上げていた町立病院電子カルテシステムの購入契約ですが、システムを利用するための端末機器の機種変更や数量の見直しなど、契約内容の一部を変更させていただきました。変更後の契約額は52万3,800円の減となっておりますのでご了承ください。

9番目の随意契約の締結ですが、一昨年の台風10号により損壊した水道管の復旧工事が進められており、ヌビナイ橋に添架している送水管配水管の仮設支持金具の撤去据付工事について、作業効率や経費節減のため現場で復旧工事を行っている会社との随意契約を2件締結しております。

大樹町役場庁舎建築設計業務につきましては、公募型プロポーザル方式により委託先の選定を進めておりましたが、このたび最優秀者に選ばれた事業者との協議が整いましたので、契約を締結しております。

なお、本業務の予算につきましては、先の定例会で限度額を7,291万円とする債務負担行為をお認めいただいております。

10番目の人事関係、11番目のその他、来町者、会議出席等関係については、後ほどお目通しをいただきたく、以上で行政報告を終わらせていただきます。

○議 長

続いて、板谷教育長。

○板谷教育長

引き続き、教育委員会の行政報告を申し上げます。

1番目、人事関係についてであります。

10月1日付で、1名の分掌替者の人事異動の発令を行っておりますので、お目通しをお願いいたします。

2番目、優秀選手派遣についてであります。

①第20回北海道ジュニア陸上競技選手権大会が9月22日から釧路市で開催され、大樹

中学校1年生、乾渉大君を派遣しております。この大会は、学年別ではなく中1と中2が一緒にタイムを競う大会で、乾君は1,500メートルでは26位、3,000メートルでは17位と健闘しております。

次に②、第9回道連中学部強化研修大会兼クリスマスカップ派遣選手選考大会が10月13日から美唄市で開催され、十勝代表として大樹中学校2年生、上田綺花さん、西城凜さんを派遣しております。結果は、残念ながら決勝トーナメントへの進出はなりませんでした。

以上で、教育委員会の行政報告を終わります。

○議 長

次に、ただいまの行政報告に対し、報告の範囲内での質疑を許します。

質疑はありませんか。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

4ページの9番、随意契約についてお聞きします。

業務の委託契約の庁舎の関係ですけれども、当初、説明の中では民間企業が入った中での床面積と表示されたのですけれども、今回、多分、民間企業が辞退されたということなのですけれども、それによって、最終的に床面積はどのぐらいで随意契約されたのか、お聞きしたいのですけれども。

○議 長

松木総務課長。

○松木総務課長

ただいまのご質問にご説明申し上げます。

当初、民間企業を想定して、おおむね2,800平方メートルで公募型プロポーザルを実施してございます。民間事業所が入居を辞退したということで、三百数十平方メートル程度減りました。

私ども、当初から申し上げますとおり、改築につきましては2,500平方メートルを基準とするという形で、その数字をもとに、当初いただいた見積りからどの程度変更があるかというご協議をさせていただいてございます。実態といたしまして約260万円程度、当初見積りよりも安くご契約をさせていただいたというところでございます。

以上です。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

2,500平米を基準ということは、2,500平米で随意契約をされたという解釈でよろしいのでしょうか。それとも、もっと細かく数字で、例えば2,490平米だとか2,520平米だとか、そういう形で契約されたのか。あくまでも2,500平米を基準に相手側と随

意契約を結んだという解釈でよろしいのでしょうか。

○議 長

松木総務課長。

○松木総務課長

基準面積として2,5000平方メートルという数字は、ご説明を申し上げます。ただ、実際に幾らの面積になるかというのは、これからの設計が進む中で、例えばそれが10平米減るとか、もしくは50平米減るとか、そういった形が出てまいりますので、具体的な面積の算定としては2,500平方メートルを基準として委託料の再積算をした上で契約をさせていただいてございますけれども、そこに面積が、きちんとした数字が出ているものではございません。

以上です。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

安田清之君。

○安田清之議員

一つだけちょっと聞かせていただきたいのが、病院の関係で、電子カルテの金額が下がった、機種が変わったと。どういうふうが変わったのか、機種が変わったのか、何が変わったのか、中身をもう少し詳細に教えていただきたいのと、契約をしてから変更ですから、何か官公庁は契約した後でも増減ができるというような条例があるというふうに認識をしているのですが、その幅というのはどこまであるのか。お教えをいただきたいと思います。

○議 長

伊勢町立病院事務長。

○伊勢病院事務長

電子カルテシステムの変更の内容についてご説明いたします。

当初、契約いたしました内容につきましては、院内の各部門の代表者で構成いたします検討委員会で検討した内容を踏まえてのものでありましたが、契約後、電子カルテを利用した具体的な運用について協議を進めていく中で、パソコンの配置を予定していた部分につきまして、効率的な運用を図るということでパソコンの台数も減らせるのではないかとということで台数の削減を図ったものですとか、あと、そのほかの既存システムとの接続の関係でノートパソコンを当初予定していたのですけれども、デスクトップパソコンでなければちょっと接続が難しいということなどから、そういった部分を変更させていただきました。

具体的な内容といたしましては、ノートパソコンを当初予定していた台数よりも8台減らしまして、その8台のうち2台はデスクトップにパソコンを変更いたしましたので、実質、6台減らしております。あと、プリンターの関係も、モノクロですけれども3台減らしまして、そのうち2台はちょっと印刷の関係もありまして、帳票の関係でありまして、カラーに変更したとかという部分もあります。逆に、増えた部分もありまして、診察券を読み取るカー

ドリーダーというのですが、それを読み取ることによって自動的に受付ができるという部分が当初含まれていなかったもので、そういったものを付け加えるということで、その増減を含めまして、今回、契約の内容を変更させていただいているところでございます。

○議 長

安田清之君。

○安田清之議員

コストダウンをしてシステムを変えましたと。これを我々、現実的にいいのかなと思うのですよ。内部的に調査をして契約を出したのだろうと、見積りも出させていただいたのだろうという部分で、我々に提示されたときより値段が下がったからいいというわけではないのですよ。やはり出されているものが違ってくるわけですよ。これは認めますけれども、現実的にやはり我々契約をするという民間事業者が考えると、契約したらそのまま行くのですよ。その後変更というのは余りないのですよ。それは、内部的協議をきちっとするからなのですよ。後からまた内部協議をしたというお話でしたから、ここら辺は今後しっかり出す前に協議をしていただきたいというふうに思いますし、1点まだ答弁をいただいている上限幅について、それは事務長のほうできちっと内部で、今度出すときですよ、これは認めるから、仕方ない。認めますけれども、内部できちっと協議をしていただいて、出されて、我々が認めるわけですよ。これが、変更がぼんぼん行けるということになってしまうと、これは何の契約なのかなというふうに不信を覚えますので、そこら辺は、これは全部の課に当てはまることだと思いますので、よろしく願いをいたします。

○議 長

松木総務課長。

○松木総務課長

前段のご質問でございました。契約変更に関する内部手続き並びに議会への開示部分でございます。病院事業会計と水道事業会計につきましては、財務部分につきましては、地方公営企業法の適用を受けてございまして、実は一般会計その他の特別会計と異なりまして、一定額以上の契約の締結については、議会の議決を得なさいという条項が除外されてございます。そのため、こちらの電子カルテシステムにつきましても、5,000万円以上という多額なのですけれども、議会の議決を得ないで物品購入の契約を締結した次第でございます。

私どもの条例上認められている700万円以上の財産、こちらの取得、例えば金額が増えれば、もちろん議会に再度お諮りして議決をいただかなければなりません。減額の場合は、確か、その規定はなかったはずなのですけれども、いずれにいたしましても、契約後の契約変更の内容ということで今回ご報告させていただきましたし、今後の契約につきましても、契約を進める段階できっちり内容を精査した上で進めていくこととなりますので、ご了承いただければと思います。

以上です。

○議 長

安田清之君。

○安田清之議員

病院会計、水道会計、事業会計なのでできるのですよということなのですが、これをしょっちゅうやられてしまうと、我々の権威というか、できるのだからいいではないかと、では、適当に通しておいて、後で直せばいいということになりますので、ここら辺はやはり我々、町民にも襟を正してきちっと説明のできるよう、お願いをしておきます。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

高橋英昭君。

○高橋英昭議員

固定資産税の課税誤りについて報告があり、町長並びに担当課から謝罪がございました。ミスはミスとして、これ以上追求はしませんけれども、原課として、今後、再発防止のためにどんな策を考えているかだけ、お聞かせ願います。

○議 長

鈴木住民課長。

○鈴木住民課長

課税誤りということで、このたび大変申し訳ありませんでした。

今後の対応についてですけれども、月並みなのは二重チェックだとかということもありますけれども、その作業工程の中で、二重チェックが一番効率的なものもございすし、いろいろな整合性のチェックが、従前の数値に対して過大であるとか過小であるだとかという整合性がとれていないだとか、いろいろなチェックの仕方がございすけれども、その作業工程の中で誤りが発生しないように、今後ともきちんと今まで以上に努めていきたいと思いますし、それから、課の中で事務処理のミスを防止するための対応方針というのですか、作業内容を定めたものを決めまして、それを職員に周知徹底する上で、私の事務引き継ぎも含めて二度と発生しないように対応していきたいと考えてございす。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

杉森俊行君。

○杉森俊行議員

7ページの課税誤りの判明の経緯について、②に用途地区設定の誤りを発見したとあるのですけれども、これは1年間だけの誤りを発見したのでしょうか。それとも、前にもあるのでしょうかねという感じ。

それと、①の普通商業地域と普通住宅地域、そして、普通商業地域と中小工場地域とあるのですけれども、これは用途を変更して設定したのでしょうか。それとも、打ち込むときにこれを間違っって打ち込んだのでしょうか。それを聞きたいです。

○議 長

鈴木住民課長。

○鈴木住民課長

最初のご質問の分について、今年度分だけなのか、それとも過年度にまたがる分はないのかというような内容かと思えますけれども、今回の誤りにつきましては、今年度から市街地区全域に拡大導入しました路線価方式の用途区分の課税誤りということになってございますので、今年度からということの適用になりましたので、過年度に遡及する部分はございませんので、今回だけの誤りということになってございます。

もう1点の用途区分につきましては、従前、市街地区の一部に一部分だけ今回の路線価区域の方式を導入してございまして、今回、市街地区の全区域に拡大したという内容でございますけれども、その前回の一部地域の部分が国道沿いの部分ですとか、それから道道上の部分ということで、普通商業地区ということで設定していたところでございます。今回については、全部に拡大することによって、従前、普通商業地区ということで設定しているところも含めて、本来、普通住宅地区、または中小工場地区、それと従前設定した普通商業地区の3区分を設定しなければいけないところを、思い込みのまま普通商業地区でということを設定してしましまして、誤った内容になってしまったところでございます。

○議 長

杉森俊行君。

○杉森俊行議員

路線を見て、これを変えて今回やったということなのですからけれども、そういうときには、やっぱりきちんと、変える部分といいますか、路線以外の商業地域から普通地域になるということになった場合とか、そういう変えるということになった場合には、やっぱり課長あたりが、もう少しきちんとした見誤りというか、そういうのをやってもらいたいと思います。

それで、減額する人はいいのですけれども、増税する人たちはどのように納得してやっているのですかね。そこを聞きたいです。

○議 長

鈴木住民課長。

○鈴木住民課長

今回、増額の更正ということで4名の方に追加で納税をお願いしないとならないということになったわけですが、その4件の方につきましては、近いところにつきましては町内1件、それから町外の十勝管内が1件、それから道内が1件、それから道外が1件ということで4名それぞればらばらの状態のところではございましたけれども、町内にいる方、それから町内に支店などがある会社のところ、帯広に会社があるところの計3件につきましては、訪問してお詫び申し上げ、ご説明させていただいて、納税のお願いをしたところでございます。

道外の1件につきましては、いわゆるちょっと距離的に遠いということで、郵送で送らさ

せていただいた後、電話のほうをさせていただきまして、お詫びして、納税のほうをお願いしたところでございます。

以上でございます。

○議長

杉森俊行君。

○杉森俊行議員

計算上は1万7,6000円なのですが、その他でかかる経費がものすごく多いのですね。そういうことを考えると、やっぱりきちんとした課長なり係長あたりがもう少し誠意を持ってやってもらいたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議長

質疑なしと認め、以上で行政報告を終わります。

◎日程第5 議案第64号

○議長

日程第5 議案第64号大樹町病院事業の設置等に関する条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第64号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町病院事業の設置等に関する条例の一部改正をお願いするもので、今回、帯広協会病院から医師の派遣を受けて耳鼻咽喉科を診療科目として追加するため、所要の改正を行うものです。

それでは、議案を朗読してご説明を申し上げます。

議案第64号大樹町病院事業の設置等に関する条例の一部改正について。

大樹町病院事業の設置等に関する条例の一部改正を改正する条例を次のとおり定める。
記。

大樹町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例。

大樹町病院事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に改正する。

第2条、第2項は、標榜する診療科目を規定する条項ですが、第8号として耳鼻咽喉科を追加するもので、施行日は平成30年12月1日であります。

なお、参考として、次のページに診療予定日や時間等の資料を添付させていただきましたので、ご審議の上議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

診療科、耳鼻咽喉科の月1回、問題ないと思うのですが、参考の2番の診療日なのは。第3土曜日の前日の金曜日、ちょっとわかりにくいので、なぜストレートに第3金曜日ではいけないのかなということ、ちょっとチェックしましたら、施行日が2018年12月からなのですが、実はカレンダーの都合で、土曜日から1日が始まる場合に、第3金曜日とそれから第2金曜日に、この文字で行くと分かれるときがあるのですよね。近々で言いますと、今年の12月は土曜日が1日ですから、第3土曜日の前日の金曜日となると第2金曜日になりますよね。それから、来年の6月も同じなのです。この2回がちょっと変わるのですけれども、これをどうしても第3土曜日の前日の金曜日にしなればいけないという理由がちょっと理解しにくいのです。ストレートに第3金曜日だったら、何が問題あるのか。そこだけちょっと説明いただきたいと思います。

○議 長

伊勢町立病院事務長。

○伊勢病院事務長

診療日の関係ですが、ただいまの菅議員のご質問のとおり、月初めの1日が土曜日の場合は第2金曜日という形になりまして、それ以外につきましては、第3金曜日という診療日という形になるわけなのですが、こういう形になった理由といたしましては、帯広協会病院の耳鼻咽喉科の医師が、今現在、1人体制という形になっております。それで、耳鼻咽喉科の医師が不在のときは帯広厚生病院の耳鼻咽喉科の医師が後方支援するという仕組みになっているのであります。帯広厚生病院の耳鼻咽喉科の医師が後方支援する日というのが決まっております、毎月第1、第3、第5土曜日の前日の金曜日午後からという形になっておりまして、その関係もありまして、第3土曜日の前日の金曜日午後からですと帯広厚生病院の耳鼻咽喉科の医師の支援が受けられるという関係もありまして、そういうカレンダーの読み方の関係で、第3土曜日の前日の金曜日という形で、今回、診療日を設定させていただいたというところでございます。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

何となくわかりました。ただ、町民の理解として、やはり第3金曜日とあると、今月の第3金曜日ねということになるのですが、第3土曜日の前の日の金曜日となると、理解に苦しむというか、理解しにくい面があるというので、その辺の周知徹底で問題ありませんか。

ちょっと二、三の人に聞いたのですね。「第3土曜日の前日の金曜日と第3金曜日と、どこ違うかわかるかい」と言ったら、「そんなことわかるわけない」とかという人もいたので、物理的に出張医師を受けるわけですからその辺のことはわかりましたが、その辺、受診をされる方に対する理解の仕方というのは、ちょっと難しいとは考えていませんか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

ただいま町立病院で開設を計画しております耳鼻咽喉科の診療日の関係でご質疑をいただいております。

実は、今日9時から議会運営委員会がございましたが、同様のご指摘をいただいております。この日にちの定め方については、先ほどの事務長の説明のとおりなのですが、月1回の診療ということもありますので、今後、診療日等については広報紙や無線放送等で通知をさせていただきますが、そのときは、今月のこの次の診療日は何月何日金曜日ですというような言い方でできるとお思いますので、診察日の決めとしてはこういうルールだということですが、広報のあり方については、具体的にわかりやすいように、誤解がないように対応していきたいとお思いますので、ご理解いただければと思います。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

ぜひ、そこを月に1回しかないのでは誤解をされないように。というのは、計算していくと、第3金曜日という理解をしたら、第2金曜日が先に来ってしまうので、通り過ぎてしまうのですよ。もし前だったら、ああ来週ねと、来週行けばいいやということになるのですけれども、間違えると、1カ月待たなければならぬというサイクルになるので、その辺の周知については、たった1回しか月にないものですから、期待をしている受診をされる方々が誤解をされないようにきちんとしていただきたいということをお願いしておきたいとお思います。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第64号大樹町病院事業の設置等に関する条例の一部改正についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第65号

○議 長

日程第6 議案第65号平成30年度大樹町一般会計補正予算(第5号)についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第65号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、平成30年度大樹町一般会計補正予算(第5号)をお願いするもので、今回は、歳入歳出それぞれ80万2,000円の追加補正であります。

内容につきましては、総務課長より説明をいたさせますので、ご審議の上議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

松木総務課長。

○松木義行総務課長

それでは、議案第65号平成30年度大樹町一般会計補正予算(第5号)についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ80万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ69億2,123万7,000円とするものでございます。

内容につきましては、資料でご説明申し上げますので、3ページをお開きください。

なお、補正予算財源の内訳につきましては、全額が一般財源となっております。

最初に民生費、災害救助費、災害救助費繰替支弁事業、職員手当等で72万3,000円

の増。9月6日に発生いたしました北海道胆振東部地震による停電対応のために開設いたしました避難所の運営に係る職員の時間外勤務手当でございます。53人分、286時間。この金額につきましては、一部財政支援措置がございますので、予算組み替えを行ったものでございます。

なお、避難所運営分以外の職員の時間外勤務実績といたしましては108人、663時間で、177万2,000円、被災地への職員派遣分が5人、72時間、16万4,000円でございます。こちらにつきましては、総務費の一般職給与の既定予算から支出してございます。

続きまして、商工費、観光施設費、晩成温泉維持管理費、使用料及び賃借料で7万9,000円の増。同じく北海道胆振東部地震による電力の供給能力の低下によりまして、一時計画停電の実施が想定されてございます。このため、晩成温泉のチップボイラーの運転に必要な電力を確保するため、事前に発電機を準備させていただいた際の借上料でございます。

以上、合計で補正額80万2,000円の増。財源につきましては、全額が一般財源でございます。

続きまして、第1表歳入歳出予算補正をご説明申し上げますので、最初に2ページの歳出をお開きください。

歳出合計、補正前の額69億2,043万5,000円。補正額、3款民生費と7款商工費で80万2,000円の増。補正後の歳出合計が69億2,123万7,000円。

続きまして、歳入を説明いたしますので、1ページをお開きください。

歳入合計、補正前の額69億2,043万5,000円。補正額、19款繰越金で80万2,000円の増。補正後の歳入合計が69億2,123万7,000円となるものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第65号平成30年度大樹町一般会計補正予算（第5号）についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第66号

○議 長

日程第7 議案第66号平成30年度大樹町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第66号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、平成30年度大樹町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）をお願いするもので、今回は、歳入歳出それぞれ56万9,000円の追加補正であります。

内容につきましては、建設水道課長より説明をいたさせますので、ご審議の上議決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

高橋建設水道課長。

○高橋建設水道課長

それでは、議案第66号平成30年度大樹町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきまして説明させていただきます。

今回の補正は、第1条で、歳入歳出それぞれ56万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億3,986万9,000円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書で説明させていただきますので、8ページ、9ページの歳出をお開き願います。

3、歳出。

1 款管理費 2 項施設管理費 2 目処理場管理費、補正額37万1,000円の増。これにつきましては、北海道胆振東部地震により全道の全域で停電となり、下水道終末処理場及びポンプ場施設の非常用発電機を稼働させたことによります燃料費で、10万8,000円を増額するものでございます。13節委託料につきましては、松山ポンプ場、麻友・松並ポンプ

場への発電機設置業務の委託料として26万3,000円を増額するものでございます。

2款事業費2項個別排水処理施設整備費1目個別排水処理施設建設費、補正額19万8,000円の増。これにつきましては、13節委託料で個別排水処理施設1基分の実施設計委託料の増額をお願いするものでございます。

次に、6ページ、7ページをお開き願います。

2、歳入。

5款1項1目ともに繰越金で、補正額56万9,000円の増。

次に5ページの総括の歳出をお開き願います。

総括の歳出で、補正前の歳出合計3億3,930万円。補正額、1款管理費と2款事業費で56万9,000円の増。補正後の歳出合計3億3,986万9,000円。

4ページに移りまして、総括の歳入で、補正前の歳入合計3億3,930万円。補正額、5款繰越金で56万9,000円の増。補正後の歳入合計3億3,986万9,000円となるものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

単純な質問なのですが、委託料につきましては、当初予算237万6,000円で、多分12戸分だったと、1戸分19万8,000円で。ですから1戸追加になるのですが、それはあっているからよろしいのですが、設計の委託料で、建設するには、例えば200万円ぐらいかかるのです。その建設する分の補正というのは、ここではしていないのですか。

○議 長

高橋建設水道課長。

○高橋建設水道課長

個別排水の建設事業費のことですよね。もう1戸分の設計委託料の今回は追加で、そして建設のほうは今回、住宅を建てる人が来年の5月か6月ごろから建設を始めたいということで、設計のほうだけ今年度中に実施設計を行いたい。そして、建設に関するものは平成31年度の予算で計上したいということでございます。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第66号平成30年度大樹町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第67号

○議 長

日程第8 議案第67号平成30年度大樹町水道事業会計補正予算（第2号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第67号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、平成30年度大樹町水道事業会計補正予算（第2号）をお願いするもので、今回は、収益的収入額が収益的支出額に対し不足する額について、過年度分損益勘定留保資金から補填する額を5,543万2,000円に改め、収益的支出の予定額を48万9,000円追加するものであります。

内容につきましては、建設水道課長より説明をいたさせますので、ご審議の上議決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

高橋建設水道課長。

○高橋建設水道課長

それでは、議案第67号平成30年度大樹町水道事業会計補正予算（第2号）について、条文に沿って説明させていただきます。

第1条、平成30年度大樹町水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところに

よる。

第2条、平成30年度大樹町水道事業会計予算第3条本文括弧書き中、「収益的収入額が収益的支出額に対し不足する額5,494万3,000円は、過年度分損益勘定留保資金5,494万3,000円で補填するものとする。」を「収益的収入額が収益的支出額に対し不足する額5,543万2,000円は、過年度分損益勘定留保資金5,543万2,000円で補填するものとする。」に改め、収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

補正の内容につきましては、第1款水道事業費用の第1項営業費用について48万9,000円を増額するものでございます。

内容につきましては、事項別明細書で説明させていただきますので、9ページ、10ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の支出の部。

1款水道事業費用1項営業費用1目原水及び浄水費、補正予算額22万2,000円の増。ここでは燃料費の補正で、北海道胆振東部地震によりまして全道全域で停電となり、住吉浄水場、住吉取水場、坂下浄水場、芽武ポンプ場の施設で非常用電源を稼働させたことによります燃料費の増額をお願いするものでございます。

2目配水及び給水費、補正予算額26万7,000円の増。ここでは委託料の補正で、開進ポンプ場、高田ポンプ場への発電機設置業務の委託料の増額をお願いするものでございます。

次に、7ページ、8ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の収入の部。

損益勘定留保資金48万9,000円の増。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

9ページの燃料費で22万2,000円の補正ということなのですが、発電機というのは何時間ぐらい稼働させて、どれぐらいの消費があつて、残りの貯水場というか、そこの何日分ぐらいのうちの消費だったのでしょうか。端的に言えば、例えば満タンの場合は2日分ですよとか3日分ですよとか、以上3点についてお伺いしたいと思います。

○議 長

高橋建設水道課長。

○高橋建設水道課長

非常用発電機の燃料なのですが、実際は9月6日の午前3時7分に地震が発生いたしま

して、それと同時に非常用自家発電が稼働しました。それは、坂下浄水場と住吉浄水場と、あと住吉の取水場、この3件が自家発電で、あと、開進ポンプ場、または高田ポンプ場に関しては発電機がついていないものですから、一応設置委託業務でかえてくるまでは稼働しなかった時間があります。それで、実質は3時から復旧したのが次の日の7日の3時半頃に電気が復旧しました。それまでの間、一応坂下浄水場、住吉浄水場、1カ所でどれだけかかったというのが目に見えてこないのですけれども、ただ、給油の購入先、3カ所のスタンドから入れさせていただきましたので、その3カ所全部で22万2,000円になったということでございます。（発言する者あり）すみません。1回の停電で、その発電機の容量にもよるのですけれども、おおむね10時間程度持つようなことになっていま

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

10時間以上、給油はいろいろ優先的にしていただけるとは思うのですけれども、万が一、給油がなければ、そこで自家発電の機能を果たせなくなるという理解でよろしいのでしょうか。

○議 長

高橋建設水道課長。

○高橋建設水道課長

当然、給油しないということは、そこでもう稼働しなくなりますので、ただ、今回スタンドのほうにはすぐ電話して、坂下浄水場、住吉浄水場に優先して入れてもらうようお願いをした経緯がございます。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

（なしの声あり）

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第67号平成30年度大樹町水道事業会計補正予算（第2号）についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は、全て終了しましたので、会議を閉じます。

よって、平成30年第4回大樹町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前11時00分